

企業年金連合会の広報と今後の課題について

企業年金連合会とは



- 昭和42年に厚生年金保険法に基づき大臣認可により厚生年金基金連合会として設立。平成17年10月に企業年金連合会に改組。
各企業年金（※）を会員とする組織。
会員数1,252（令和元年10月1日現在）。

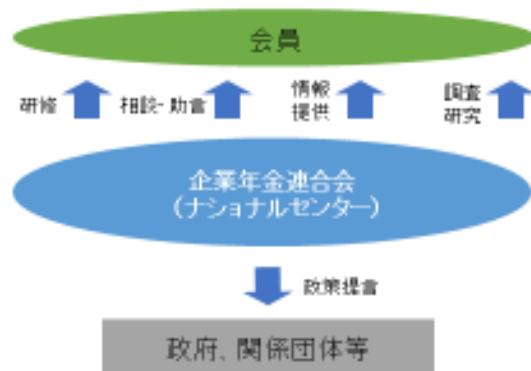
※

- 企業年金基金
- 規約型確定給付企業年金を実施する事業主
- 企業型確定拠出年金を実施する事業主
- 厚生年金基金

- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第40条に基づき、右の事業を実施。

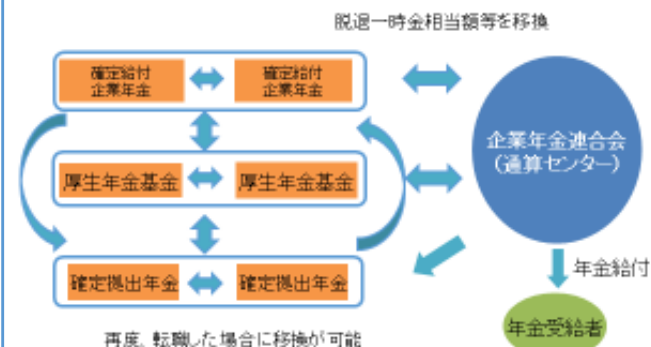
企業年金の ナショナルセンター事業

企業年金制度の健全な発展を図るため、会費収入により会員に向けた研修、情報提供、相談・助言、調査研究や各種政策提言活動を行っている。



企業年金の 通算センター事業

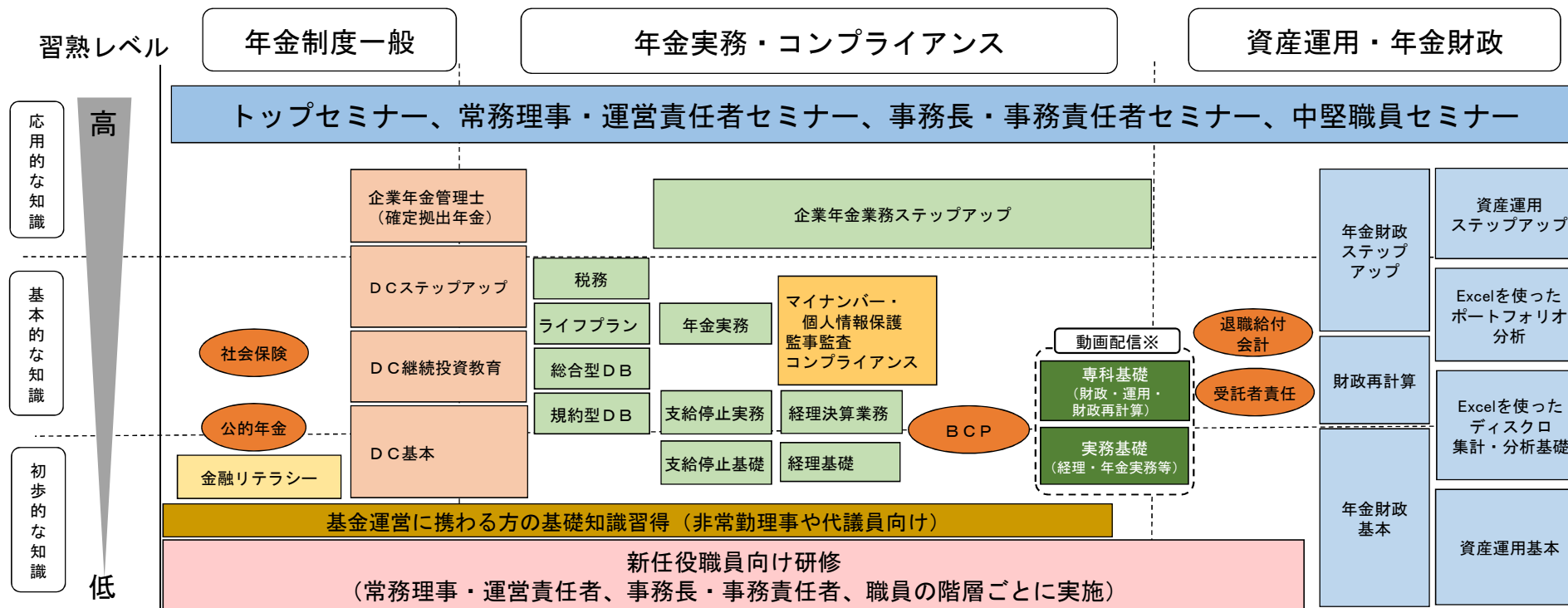
確定給付企業年金、厚生年金基金の中途脱退者等に対する年金給付を一元的に行い、企業年金間の年金通算事業を行っている。



企業年金に携わる人材の育成

- 企業年金の制度運営やガバナンスを担う人材を育成するための研修を体系的に実施。

< 体系図 >



< 開催状況 >

※ DCの研修などにおいても、動画配信を実施

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
参加人数	3,314名	3,021名	3,280名	3,439名	3,220名
開催回数	81回	75回	77回	74回	79回

情報提供等による企業年金の支援

- 企業年金の適切な制度運営に資するため、様々な情報提供及び会員の情報開示の支援を実施。

情報提供

- 企業年金の最新情報や統計を提供

- 広報誌「企業年金」
- 企業年金に関する基礎資料
- ホームページ
- メールマガジン
- 公的年金の広報としての「年金の日」ポスター等配付

- 企業年金からの照会を受け、未請求者等の住所情報等を日本年金機構や地方公共団体情報システム機構から取得し、提供



企業年金に関する基礎資料

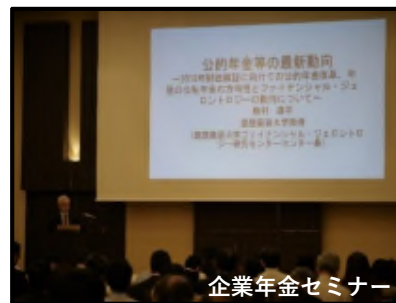


セミナー等

- 企業年金の振興や情報提供を主な目的にセミナー等を開催

- 企業年金セミナー(4回)
 - ↳ 企業年金と受託者責任
 - ↳ リスク分担型企業年金の導入事例
 - ↳ 高齢者雇用と退職給付制度
 - ↳ 公的年金等の最新動向
- 規約型DB意見交換会
- 企業年金連合会事業説明会(東京・大阪各1回)
- 企業型DC担当者セミナー(東京1回・大阪2回)
- 総合型企業年金会員懇談会(東京・大阪各1回)

(平成30年度の開催実績)

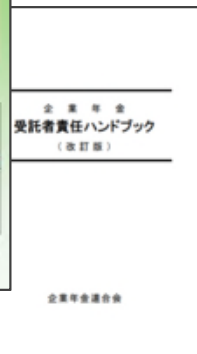
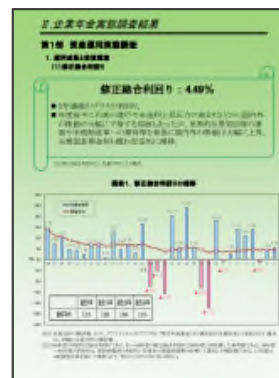


企業年金セミナー

調査研究

- 企業年金の資産運用及び財政・事業運営等を調査

- 企業年金実態調査
- 確定拠出年金実態調査
- 総合型企業年金アンケート
- 受託者責任ハンドブック
- AUP実践ハンドブック
- スチュワードシップ検討会報告書



会員ホームページの開設・運営サービス

- 会員の企業年金のホームページの開設・運営サービスにより、加入者等に対する情報開示を支援

＜サービス利用会員数＞
244企業年金
(令和元年10月1日現在)



企業年金連合会の広報の全体像

対象者

目的

広報媒体

会員である
企業年金基金・
事業主

企業年金運営の
支援、人材育成

広報誌

ニュースレター

その他の
企業年金基金・
事業主

企業年金連合会の
会員支援事業・
通算企業年金の
周知

ハンドブック等

セミナー等

パンフレット

企業年金連合会の
通算企業年金等の
受給者・待期者

年金受給に関する
情報提供・相談

ホームページ

企業年金コールセンター



ホームページ①

- 会員基金を始めとする企業年金実施企業及び企業年金連合会の年金受給者・待期者等に対する網羅的な情報提供を目的にホームページを運営。

1. 一覧性・操作性に配慮したトップページデザイン

- 広報対象者別の5つの入口（A）を設け、各ユーザーが必要な情報に容易にたどりつけるよう配慮。
- 5つの入口とその配下のページには、広報対象者ごとに色分けを行い、分かりやすさを志向。
- インフォメーションエリア（B）を活用し、重要なお知らせやセミナー開催等のタイムリーな情報を発信。



ホームページ②

2. 高齢者や障害者が利用しやすいホームページの運用

- ホームページを利用される方が支障なく利用できるよう、日本工業規格「JIS X 8341-3:2010」の要件に配慮した管理運用（文字サイズ変更、色使い等）や、音声読み上げ機能、年金相談チャットサービスを導入。



機能	機能説明	ボタン・画面
文字サイズ変更機能 (A)	ホームページの文字サイズを大小に変更できる機能。ご高齢の方や視力の弱い方、目の疲れやすい方も快適にご利用いただける。	
音声読み上げ機能 (B)	ホームページの文字情報を音声で読み上げる機能。ご高齢の方や視力の弱い方、目の疲れやすい方も快適にご利用いただける。	
年金相談チャットサービス (C)	チャットを利用し年金相談を行うことができる機能。コールセンターへの問い合わせ（電話対応）が難しい方も、リアルタイムで年金相談をご利用いただける。	

ホームページ③

3. 年金受給者等が利用する問い合わせ機能の集約

- 電話、メールフォーム、チャットといった様々な問い合わせ方法に対応。
- コールセンター待ち時間表示機能を搭載。
- 問い合わせの多い、企業年金記録の確認や源泉徴収票の再発行に対応する専用機能を搭載。

このスクリーンショットは、Pension Fund Association 企業年金連合会のホームページのトップページを示しています。ナビゲーションメニューには「お問い合わせ」が選択されています。メインコンテンツには、退職された方への「通算企業年金のすすめ!!」という告知があり、その下に「連合会年金に関するお問い合わせ」というボタンが赤い円で囲まれています。このボタンは、右側の詳細ページへとリンクしています。

このスクリーンショットは、「連合会年金に関するお問い合わせ」の専用ページを示しています。最上段には「年金全般のお問い合わせはこちらをご利用ください!」と案内されています。中央には「企業年金コールセンター 0570-02-2666」の連絡先と受付時間が記載されています。赤い円で囲まれているのは、「現在のコールセンター待ち時間 約0分」という表示です。下部には、よくある質問・年金Q&A、チャットで問い合わせる、フォームで問い合わせる、源泉徴収票再発行サービス、企業年金連合会の年金記録の確認といった様々な問い合わせ方法のボタンが並んでいます。

広報誌「企業年金」

- 会員基金等への情報提供を主な目的に広報誌「企業年金」を発行（年10回）。
- 金融機関、シンクタンクなど会員外にも販売。

広報誌「企業年金」

主要コンテンツ	内容
特集	法律改正等旬のテーマについて、大学教授や研究者からの寄稿や、関係者へのインタビュー、座談会等を実施し掲載
視点	年金・労働問題等について、大学教授や研究者による学術的な内容の寄稿を掲載
ケーススタディ	会員企業年金の運営状況・取り組みを取材し、紹介記事を掲載
My Opinion	年金・労働問題等について、ある程度自由な形式による寄稿を掲載
コンサルティングの現場から	企業年金の実務に役立つ情報を連載
教えて！企業年金実務	

(特集記事)



(ケーススタディ)



(裏表紙での「年金ポータル」の広報)

※公的年金の制度改正等に対応した記事も適宜掲載。

2019年11月号では特集テーマ「2019年財政検証結果を踏まえて(仮題)」を予定

会員ホームページ開設・運営サービス

- 会員の情報開示（広報）を支援することを目的に、ホームページの開設・運営サービスを実施。

会員ホームページ開設・運営サービス

企業年金に対する関心の高まりとともに、加入者等への積極的な情報開示が求められていることから、会員の情報開示（広報）の支援を目的に、ホームページ開設・運営サービスを実施。

- サービス利用会員数：244企業年金（令和元年10月1日現在）
- ホームページの開設からその後の更新作業、保守運用までトータルサービスを提供。
- ページ構成やデザインの共通化により、費用は低額に設定。

（ホームページのサンプル）

○○○○○年金基金

お問い合わせ | サイトマップ

ご案内 / Guidance

- お知らせ・新着情報
- 基金の概要
- 企業年金のしくみ
- 掛金と給付
- 加入者・受給者専用
- 年金の手続き
- 受給者等の届け出
- 事業主の届け出
- 福祉事業

お知らせ・新着情報

2019年04月01日 2019年度ライフプランセミナーの日程を更新しました。

2019年02月21日 第37回代議員会を開催しました。

2018年01月23日 「受給者日より2019年1月号」を発行しました。

2019年01月21日 2019年1月10日 平成30年分 公的年金等の源泉徴収票を発送しました。

2018年10月22日 「加入者日より2018年 第16号」を発行しました。

ページのトップへ

個人情報取扱いについて | サイトご利用にあたって | リンク集

今後の課題

- 企業年金連合会の重点事業である「年金通算事業」「継続投資教育事業」の認知度を高めることが課題であることから、新たに広報用動画を作成し、WEB上での広報を検討。

WEB上での動画を活用した広報

- 動画を作成し、ホームページやYouTubeに掲載予定（連合会を認知し自ら調べてくれる人への広報）。
- どのような方法を使って動画視聴に導くかが課題（認知していない人への広報）。

継続投資教育事業とは



企業型確定拠出年金の実施事業主からの委託を受け、加入者への継続投資教育を実施。

(方法)	(内容)
・ eラーニング	・ 30歳代から40歳代向けセミナー
・ 訪問セミナー	・ 50歳代向けセミナー
・ 共同セミナー	・ 投資信託セミナー
	・ マネープランセミナー

※このパンフレットは、平成 29 年 4 月 1 日以降に確定給付企業年金の加入資格を喪失した方が対象になります。

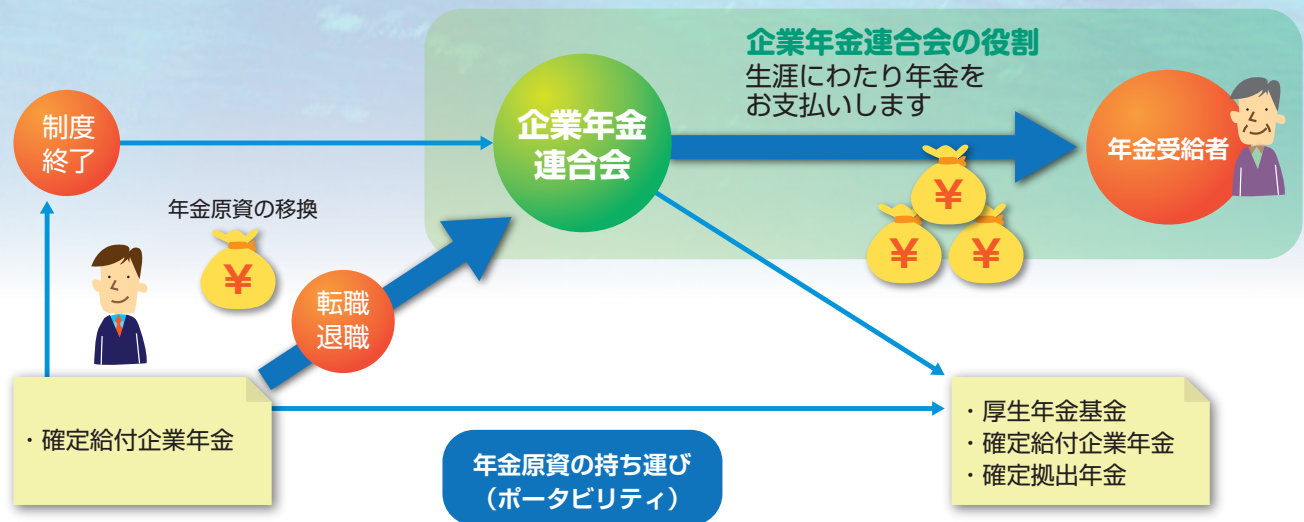


Pension Fund Association

企業年金連合会 通算企業年金のおすすめ

年金原資の持ち運びと企業年金連合会の役割

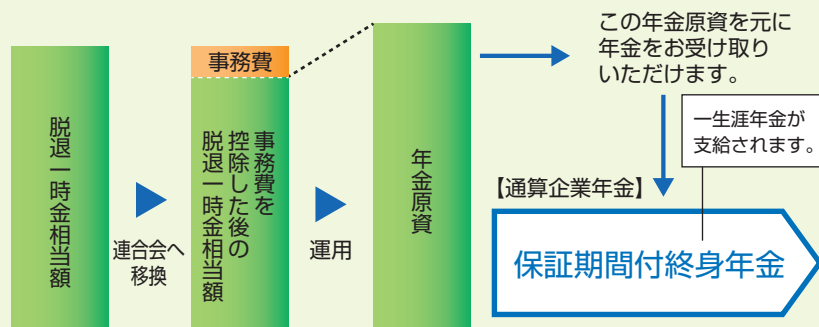
- 企業年金連合会は、厚生労働大臣の認可により設立された法人で、企業年金全体の年金通算センターとしての役割を担っています。
- 退職などの理由により加入されていた確定給付企業年金の加入資格を喪失した方で脱退一時金を受けられることができる方は、脱退一時金相当額を企業年金連合会に移す（移換する）ことにより、将来、生涯にわたって年金（通算企業年金）としてお受け取りいただけます。



通算企業年金は生涯にわたりお支払いする終身年金です

- 皆様からお預かりした脱退一時金相当額は企業年金連合会が責任を持って運用します。
- 年金額を算定する際の予定利率^(※)は、連合会が移換を受けた時の年齢に応じて 0.50%～1.50% です。連合会が移換を受けてから年金を支払い終えるまでの平均期間の違いを勘案しています。（運用の状況によっては、年金額が増額される場合があります。）
- 上記の予定利率の適用対象者は、平成 29 年 4 月 1 日以降に確定給付企業年金の加入資格を喪失した方となります。

通算企業年金のしくみ・イメージ図



(※) 予定利率

移換時の年齢	予定利率
45歳未満	1.50%
45歳以上55歳未満	1.25%
55歳以上65歳未満	1.00%
65歳以上	0.50%

移換する脱退一時金相当額に対する 年金額（年額）【概算】

(受取開始年齢が 65 歳の場合)

(円：百円未満四捨五入)

	移換時の年齢	予定利率	移換する脱退一時金相当額					
			10万円	20万円	30万円	50万円	100万円	200万円
男性	25歳0月	1.50%	9,500	19,000	28,600	47,800	95,600	193,900
	35歳0月	1.50%	8,200	16,500	24,700	41,300	82,700	166,900
	45歳0月	1.25%	6,500	13,200	19,800	33,000	66,100	132,800
	55歳0月	1.00%	5,500	11,000	16,500	27,500	55,100	110,400
	65歳0月	0.50%	4,600	9,200	13,900	23,100	46,300	92,700
女性	25歳0月	1.50%	7,700	15,500	23,300	38,900	77,900	157,900
	35歳0月	1.50%	6,700	13,400	20,200	33,600	67,400	135,900
	45歳0月	1.25%	5,300	10,700	16,000	26,700	53,500	107,500
	55歳0月	1.00%	4,400	8,800	13,300	22,200	44,400	89,000
	65歳0月	0.50%	3,700	7,400	11,100	18,500	37,100	74,300

- *「移換時の年齢」とは、脱退一時金相当額を企業年金連合会に移換された月末の年齢（月単位）です。
- *例えば、35歳0月の男性が脱退一時金相当額100万円を移換された場合、年額約82,700円の通算企業年金を65歳から生涯にわたってお受け取りいただけます。
- *女性の年金額が男性に比べて低くなっているのは、女性のほうが平均寿命が長い（受取期間が長い）ことを前提としているためです。

ご自分にあつた具体的な試算は企業年金連合会ホームページの年金試算シミュレーションで行えます。

<https://www.pfa.or.jp/chuto/shisan/chuto.php>



年金試算シミュレーション

- 年金試算結果画面では、ご自身の支給開始年齢時の年金額、支給開始年齢、事務費額が表示されます。

年金試算シミュレーション

年金試算条件

生年月日: 西暦 1980 年 1 月 1 日

脱退一時金相当額または残余財産分配金の額: 2000000 円

性別: 男性 女性

資格喪失年月日 (解散・制度終了翌年毎月日): 西暦 2017 年 4 月 1 日

予定移換申出年月 (注記1、2、3): 西暦 2017 年 5 月

既に連合会に所属している通算企業年金があるかどうか: あり ない

試算結果

年金試算結果

支給開始年齢時の年金額 (年額の支払額) (注記1): 160,727円

支給開始年齢 (支給開始時期) (注記2): 65歳

事務費額: 34,100円

- 事務費とは、脱退一時金相当額の移換手続きやデータ管理、年金のお支払い等に係る事務手数料を、脱退一時金相当額の移換時に一括して控除させていただくものです。

事務費 (上限34,100円) = ①定額事務費 (1,100円) + ②定率事務費 (上限33,000円)

- ①定額事務費は、受付、移換完了通知書の送付などに要する経費に充てられます。
- ②定率事務費は、データ管理、振込手数料などに要する経費に充てられます。

通算企業年金の特長

生涯にわたって年金が受けられます

終身年金ですのでご本人が生存されている限り、生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。

保証期間は受取開始年齢から満 80 歳までです

保証期間とは、年金受取開始年齢から 80 歳に達するまでの期間のことを指し、その間に病気や災害などの理由があった場合や、お亡くなりになられたときには、選択一時金や死亡一時金を受け取ることができます。

選択一時金

原則として、年金でお受け取りいただくのですが、思いがけない病気や災害などにより資金を必要とされる場合は、年金を受けられる年齢になったとき(原則 65 歳)または年金をお受け取りになった後であっても保証期間内であれば、残りの保証期間に応じた選択一時金をお受け取りいただくこともできます。

死亡一時金

万一、年金をお受け取りになる前または年金をお受け取りになった後であっても保証期間内にお亡くなりになられたときには、残りの保証期間に応じた死亡一時金をご遺族にお支払いいたします。

(注) 年金受取開始年齢到達までは選択一時金は選べません。

(注) 脱退一時金相当額をお預かりしてから、選択一時金や死亡一時金をお受け取りになるまでの期間が短い場合は、お預かりした金額を下回る場合がありますが、裁定請求と同時に全額一時金として選択された場合や、年金受取開始年齢到達前にお亡くなりになられた場合は、事務費控除後の脱退一時金相当額が最低保証額として保証されます。

(注) 65歳を超えて脱退一時金相当額を移換された場合の保証期間は、移換されたときの年齢に応じて15年~1年となります。

原則 65 歳からお受け取りいただけます

- 受取開始年齢は 65 歳（老齢厚生年金同様、生年月日により 60 歳から 65 歳に段階的に引き上がります。下表参照）からになります。
- ご本人の選択により本来の受取開始年齢よりも早くお受け取りいただくこともできます。(60 歳以降)ただし、受取期間が長くなりますので、この場合の年金額は減額された額となります。
- 受取開始年齢を超えて脱退一時金相当額を移換された場合は、移換された月の翌月分から年金をお受け取りいただけます。

	生年月日	受取開始年齢
男性	~昭和 28.4.1	60 歳
	昭和 28.4.2 ~昭和 30.4.1	61 歳
	昭和 30.4.2 ~昭和 32.4.1	62 歳
	昭和 32.4.2 ~昭和 34.4.1	63 歳
	昭和 34.4.2 ~昭和 36.4.1	64 歳
	昭和 36.4.2 ~	65 歳

	生年月日	受取開始年齢
女性	~昭和 33.4.1	60 歳
	昭和 33.4.2 ~昭和 35.4.1	61 歳
	昭和 35.4.2 ~昭和 37.4.1	62 歳
	昭和 37.4.2 ~昭和 39.4.1	63 歳
	昭和 39.4.2 ~昭和 41.4.1	64 歳
	昭和 41.4.2 ~	65 歳

非課税で企業年金連合会へ移換できます

脱退一時金相当額の企業年金連合会への移換には、税金がかかりません。

(注) 年金受取時は公的年金等に係る雑所得として取り扱われます。

企業年金連合会から他の企業年金制度等に年金原資を移換できる場合があります

企業年金連合会でお預かりした年金原資を他の企業年金制度等に移換できるかどうかは、加入された企業年金制度等にご確認ください。

(注) 脱退一時金相当額をお預かりしてから、他の企業年金制度等へ移換されるまでの期間が短い場合は、移換額がお預かりした金額を下回る場合があります。

通算企業年金を選択される場合には 次のことにご注意ください

お申し出いただける期限は 1 年間です

確定給付企業年金の加入資格を喪失した日から起算して 1 年を経過する日までの間であれば、お申し出いただくことができます。

加入されていた確定給付企業年金にお申し出ください

- 通算企業年金を選択される場合は、加入されていた確定給付企業年金にお申し出ください。
- このお申し出により、確定給付企業年金から企業年金連合会へ脱退一時金相当額が移換されます。

移換時に事務費をいただきます

- 移換された脱退一時金相当額から事務費をいただきます。
- 事務費は移換された額や年齢によって異なりますが、例えば、移換額が 30 万円で年齢が 40 歳のときは 2.7%程度、移換額が 200 万円で年齢が 40 歳のときは 1.7%程度となっています。

- このパンフレットに関するQ&Aを企業年金連合会ホームページでご覧いただくことができます。

<https://www.pfa.or.jp/qa/jukyu/jukyuu04.html>

企業年金連合会

検索



お問い合わせ

詳しくは、企業年金連合会（または加入されていた確定給付企業年金）にお問い合わせください。

〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階
年金サービスセンター 年金相談室


Pension Fund Association
企業年金連合会
企業年金の明日を担う



0570-02-2666

※PHS・IP電話からは **03-5777-2666**

企業年金連合会ホームページ <https://www.pfa.or.jp/>



(注) 通算企業年金については、企業年金連合会規約に定められています。企業年金連合会規約は、企業年金連合会ホームページでご覧いただくことができます。

(注) 法律改正（平成26年4月施行）により、企業年金連合会は、確定給付企業年金法に基づく新たな連合会（新連合会）の設立時に解散することとなりました。（現段階では、解散時期は未定です。）ただし、企業年金連合会が解散した場合でも、現在の通算企業年金は新連合会へ引き継がれます。